

土佐市地区計画の区域内における3項道路にのみ接する建築物の制限に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第43条の2の規定に基づく法第42条第3項の規定により水平距離が指定された道路(以下「3項道路」という。)にのみ接する建築物の構造に関する制限に関し必要な事項を定めることにより、木造の建築物が密集する市街地において老朽化した建築物の建て替え等を誘導し、市街地の防災機能の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」という。)において使用する用語の例による。

(適用区域)

第3条 この条例は、別表に掲げる区域(以下「地区計画区域」という。)に適用する。

(3項道路にのみ接する建築物の制限)

第4条 地区計画区域においては、建築物の敷地が3項道路にのみ2メートル以上接するときは、当該建築物は、次に掲げる制限のいずれかに適合するものでなければならない。ただし、建築物敷地と3項道路の接する区間において建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から当該3項道路の中心線までの距離が2メートル以上の場合には、この限りでない。

(1) 耐火建築物又は準耐火建築物であること。

(2) 勤労者財産形成促進法施行令第36条第2項及び第3項の基準を定める省令(平成19年厚生労働省、国土交通省令第1号)に規定の準耐火構造(以下「省令準耐火構造」という。)で、独立行政法人住宅金融支援機構の定める省令準耐火構造の仕様に基づき建設された木造軸組工法の住宅、枠組壁工法の住宅又は木質系プレハブ工法の住宅であること。

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第5条 法第3条第2項の規定により前条の規定の適用を受けない建築物について移転(同一敷地内への移転に限る。)、大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをする場合又は増築若しくは改築に係る部分の床面積の合計が50平方メートル以内であるときにおいては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、前条の規定は、適用しない。

(雑則)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(罰則)

第7条 第4条の規定に違反した場合における当該建築物の設計者(設計図書を用いず工事を施工し、又は設計図書に従わず工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者)は、20万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する違反があった場合において、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該建築主に対して同項の罰金刑を科する。

- 3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前2項に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、第1項の罰金刑を科する。ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し、相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があったときは、その法人又は人については、この限りでない。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。